

## 議案第4号

### 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和6年3月28日提出

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

#### 1 提案理由

令和6年4月1日付けの業務執行体制の変更に係る規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

(1) 生涯学習部生涯学習課の施設運営係を廃止し、同係の分掌事務を次のとおり分掌させる。

ア 生涯学習課地域の学びの企画係に分掌させる事務

(ア) 図書館の管理運営に関すること。

(イ) 図書館協議会に関すること。

(ウ) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団（総務課に限る。）に関すること。

イ 生涯学習課学習支援係に分掌させる事務

(ア) 生涯学習センターの管理運営に関すること。

(イ) 社会教育施設の管理運営に関すること。

(ウ) 市民文化センターの管理運営に関すること。

(エ) 天文台広場の管理運営に関すること。

(オ) 視聴覚ライブラリーに関すること。

- (2) 生涯学習部生涯学習課学習支援係の分掌事務のうち、地域学校協働活動の全般に関するものを、同部青少年育成課青少年育成係に分掌させる。
- (3) その他所要の規定の整理を行う。

### 3 施行期日

令和6年4月1日等

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

第1条 東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項の表放課後児童係の項第1号を次のように改める。

(1) 児童館に関する事（補助執行により執行する事務に限る。）。

第7条第4項の表青少年育成係の項第9号を次のように改める。

(9) 地域学校協働活動のうち、放課後子供教室に関する事。

附則第3項の表生涯学習部の項中「生涯学習課学習総務係」を「生涯学習課地域の学びの企画係」に改める。

第2条 東広島市教育委員会組織規則の一部を次のように改正する。

第5条の表生涯学習部の部生涯学習課の項中「、施設運営係」を削る。

第7条第1項の表地域の学びの企画係の項中第6号を第9号とし、第5号の次に次のように加える。

(6) 図書館の管理運営に関する事。

(7) 図書館協議会に関する事。

(8) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団（総務課に限る。）に関する事。

第7条第1項の表施設運営係の項を削り、同表学習支援係の項第11号を次のように改める。

(11) 生涯学習センターの管理運営に関する事。

第7条第1項の表学習支援係の項中第12号を第16号とし、第11号の次に次のように加える。

- (12) 市民文化センターの管理運営に関する事。
- (13) 創作村その他の社会教育施設の管理運営に関する事。
- (14) 天文台広場の管理運営に関する事。
- (15) 視聴覚ライブラリーに関する事。

第7条第4項の表青少年育成係の項第9号中「のうち、放課後子供教室」を「(社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。)」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）新旧対照表（第1条による改正）

新	旧
<p>(生涯学習部の分掌事務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 生涯学習部青少年育成課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>放課後児童係</p> <p><u>(1) 児童館に関する事（補助執行により執行する事務に限る。）。</u></p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業に関する事（補助執行により執行する事務に限る。）。</p> <p>(3) 課の庶務に関する事。</p> <p>青少年育成係</p> <p>(1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例（平成13年東広島市条例第5号）第3条各号に掲げる事業に関する事。</p> <p>(2) 青少年の育成活動に関する事。</p> <p>(3) 青少年の補導指導及び相談事業に関する事。</p> <p>(4) 青少年問題に関する調査研究に関する事。</p> <p>(5) 児童青少年センター（東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第22条及び第23条において同じ。）の施設等の管理運営に関する事。</p> <p>(6) 青少年育成東広島市民会議及び“社会を明るくする運動”「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関する事。</p> <p>(7) 成人式に関する事。</p> <p>(8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。</p> <p><u>(9) 地域学校協働活動のうち、放課後子供教室に関する事。</u></p>	<p>(生涯学習部の分掌事務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 生涯学習部青少年育成課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>放課後児童係</p> <p><u>(1) 地域学校協働活動のうち、放課後子供教室に関する事。</u></p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業に関する事（補助執行により執行する事務に限る。）。</p> <p>(3) 課の庶務に関する事。</p> <p>青少年育成係</p> <p>(1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例（平成13年東広島市条例第5号）第3条各号に掲げる事業に関する事。</p> <p>(2) 青少年の育成活動に関する事。</p> <p>(3) 青少年の補導指導及び相談事業に関する事。</p> <p>(4) 青少年問題に関する調査研究に関する事。</p> <p>(5) 児童青少年センター（東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第22条及び第23条において同じ。）の施設等の管理運営に関する事。</p> <p>(6) 青少年育成東広島市民会議及び“社会を明るくする運動”「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関する事。</p> <p>(7) 成人式に関する事。</p> <p>(8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。</p> <p><u>(9) 児童館に関する事（補助執行により執行する事務に限る。）。</u></p>

新		旧	
附 則 3 第8条第3項に規定する管理系の職務については、当分の間、次表に掲げる係が分掌する。		附 則 3 第8条第3項に規定する管理系の職務については、当分の間、次表に掲げる係が分掌する。	
部	係	部	係
学校教育部	教育総務課教育総務係	学校教育部	教育総務課教育総務係
生涯学習部	<u>生涯学習課地域の学びの企画係</u>	生涯学習部	<u>生涯学習課学習総務係</u>

東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）新旧対照表（第2条による改正）

新			旧		
（事務局の内部組織） 第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。			（事務局の内部組織） 第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。		
部	課及び室	係等	部	課及び室	係等
学校教育部	(略)		学校教育部	(略)	
生涯学習部	生涯学習課	地域の学びの企画係、学習支援係、人権教育担当	生涯学習部	生涯学習課	地域の学びの企画係、 <u>施設運営係</u> 、学習支援係、人権教育担当
	スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係		スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係
	文化課   市史編さん室	文化財係、芸術振興係、調査係 市史編さん係		文化課   市史編さん室	文化財係、芸術振興係、調査係 市史編さん係
	青少年育成課	放課後児童係、青少年育成係		青少年育成課	放課後児童係、青少年育成係
（生涯学習部の分掌事務） 第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 地域の学びの企画係 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の総括事務に関すること。</li> <li>(2) 文化芸術、スポーツ、青少年の健全な育成その他生涯学習に関する全ての活動に係る事業の統括及び部の事業の企画運営に関すること。</li> <li>(3) 社会教育委員会議に関すること。</li> <li>(4) アザレア賞に関すること。</li> <li>(5) 後援に関すること。</li> <li><u>(6) 図書館の管理運営に関すること。</u></li> <li><u>(7) 図書館協議会に関すること。</u></li> <li><u>(8) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団（総務課に限る。）に関すること。</u></li> <li><u>(9) 課の庶務に関すること。</u></li> </ol> (削る)			（生涯学習部の分掌事務） 第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 地域の学びの企画係 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の総括事務に関すること。</li> <li>(2) 文化芸術、スポーツ、青少年の健全な育成その他生涯学習に関する全ての活動に係る事業の統括及び部の事業の企画運営に関すること。</li> <li>(3) 社会教育委員会議に関すること。</li> <li>(4) アザレア賞に関すること。</li> <li>(5) 後援に関すること。</li> <li><u>(6) 課の庶務に関すること。</u></li> </ol> <u>施設運営係</u> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 図書館の管理運営に関すること。</u></li> </ol>		

新	旧
<p>学習支援係</p> <p>(1) 中央生涯学習センター主催講座に関すること。</p> <p>(2) 地域センター、生涯学習センター等において実施される生涯学習に関する活動に係る総合的な企画立案並びに指導、研修及び助言に関すること。</p> <p>(3) 大学、企業、試験研究機関等との連携及び協働に関すること。</p> <p>(4) 学習メニューブック及び生涯学習パスポートに関すること。</p> <p>(5) 生涯学習まちづくり出前講座に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習フェスティバルの実施に関すること。</p> <p>(7) 家庭教育支援に関すること。</p> <p>(8) 社会教育に関する調査研究及び報告に関すること。</p> <p>(9) 地域行事に関すること。</p> <p>(10) ボランティア活動支援センターの管理運営及び生涯学習指導者人材バンクに関すること。</p> <p><u>(11) 生涯学習センターの管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(12) 市民文化センターの管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(13) 創作村その他の社会教育施設の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(14) 天文台広場の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(15) 視聴覚ライブラリーに関すること。</u></p>	<p><u>(2) 図書館協議会に関すること。</u></p> <p><u>(3) 生涯学習センターの管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(4) 社会教育施設の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市民文化センターの管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(6) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団（総務課に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(7) 天文台広場の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(8) 視聴覚ライブラリーに関すること。</u></p> <p>学習支援係</p> <p>(1) 中央生涯学習センター主催講座に関すること。</p> <p>(2) 地域センター、生涯学習センター等において実施される生涯学習に関する活動に係る総合的な企画立案並びに指導、研修及び助言に関すること。</p> <p>(3) 大学、企業、試験研究機関等との連携及び協働に関すること。</p> <p>(4) 学習メニューブック及び生涯学習パスポートに関すること。</p> <p>(5) 生涯学習まちづくり出前講座に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習フェスティバルの実施に関すること。</p> <p>(7) 家庭教育支援に関すること。</p> <p>(8) 社会教育に関する調査研究及び報告に関すること。</p> <p>(9) 地域行事に関すること。</p> <p>(10) ボランティア活動支援センターの管理運営及び生涯学習指導者人材バンクに関すること。</p> <p><u>(11) 地域学校協働活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。第4項の表放課後児童係の項第1号において同じ。）の全般に関すること。</u></p>



新	旧
<p><u>(16)</u> 前各号に掲げるもののほか、生涯学習活動事業に関すること。</p> <p>人権教育担当 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 生涯学習部青少年育成課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 放課後児童係</p> <p>(1) 児童館に関すること（補助執行により執行する事務に限る。）。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業に関すること（補助執行により執行する事務に限る。）。</p> <p>(3) 課の庶務に関すること。</p> <p>青少年育成係</p> <p>(1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例（平成13年東広島市条例第5号）第3条各号に掲げる事業に関すること。</p> <p>(2) 青少年の育成活動に関すること。</p> <p>(3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。</p> <p>(4) 青少年問題に関する調査研究に関すること。</p> <p>(5) 児童青少年センター（東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第22条及び第23条において同じ。）の施設等の管理運営に関すること。</p> <p>(6) 青少年育成東広島市民会議及び“社会を明るくする運動”「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。</p> <p>(7) 成人式に関すること。</p> <p>(8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>(9) 地域学校協働活動（<u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。</u>）に関すること。</p>	<p><u>(12)</u> 前各号に掲げるもののほか、生涯学習活動事業に関すること。</p> <p>人権教育担当 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 生涯学習部青少年育成課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 放課後児童係</p> <p>(1) 児童館に関すること（補助執行により執行する事務に限る。）。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業に関すること（補助執行により執行する事務に限る。）。</p> <p>(3) 課の庶務に関すること。</p> <p>青少年育成係</p> <p>(1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例（平成13年東広島市条例第5号）第3条各号に掲げる事業に関すること。</p> <p>(2) 青少年の育成活動に関すること。</p> <p>(3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。</p> <p>(4) 青少年問題に関する調査研究に関すること。</p> <p>(5) 児童青少年センター（東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第22条及び第23条において同じ。）の施設等の管理運営に関すること。</p> <p>(6) 青少年育成東広島市民会議及び“社会を明るくする運動”「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。</p> <p>(7) 成人式に関すること。</p> <p>(8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>(9) 地域学校協働活動<u>のうち、放課後子供教室</u>に関すること。</p>